

伊万里市園芸団地入植希望者・研修生募集要領

【令和9年度入植 いちご】

伊万里市園芸団地運営協議会では、市内及び県内外の地域から就農希望者を広く募集します。

研修期間中はJA・行政など関係機関が実施する就農に向けた農業技術や農業経営等の研修を受け、研修後は伊万里市園芸団地内で農業経営を開始し、地域農業の担い手として農業を営む志のある人を募集します。

1 研修期間

農業研修生の研修期間は、令和7年4月1日から原則2年間とする。ただし、研修生とトレーナーの協議により開始時期を変更することができることとする。

2 資格要件

- (1) 日本国籍を有する方で性別は問わない。研修開始日における満年齢が18歳以上、就農開始時（令和9年度）に概ね50歳未満である方。（就農開始時に50歳以上の場合は支援内容が変更となる）
- (2) 就農開始時（令和9年度）に伊万里市に住民登録を行い、農業施設のリース※期間以上伊万里市に居住し、農業に従事できる方。また、地域農業の担い手として農業を営む志がある方。
- (3) 本研修は、単なる体験農業ではなく、生業としての農業経営を目指すもので、農業技術や農業経営力等を身につけるための研修であることを十分理解し、農業研修、就農について家族の同意を得ている方。
- (4) 普通自動車免許証を所有し、一般的なパソコン操作ができる方。
- (5) 研修期間中における自身の生活に関する経費とは別に、就農のための準備金として概ね300万円以上の自己資金を有する方。
- (6) 市税の滞納がない方。
- (7) 県税の未納の税額がない方。
- (8) 研修開始までに研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入する方。

3 研修内容

農業実践研修、農業講座（講習会）、その他農業経営に関する各種研修会、地域活動等

4 募集枠

令和9年産のいちご栽培を伊万里市園芸団地で開始するために研修を受ける方、2経営体以内。

5 研修費用および就農支援

- (1) 研修に関する費用については無料とし、賃金も発生しない。研修期間の傷害保険の手続きや費用は研修生で対応する。
- (2) 研修終了後の就農にあたり、施設設置および資金調達等について関係機関でサポートする。
- (3) 就農後、「新規就農者育成総合対策（経営開始資金・経営発展支援事業）」の申請を希望する場合は関係機関でサポートする。

6 研修時間

座学研修等を含み研修終了の令和9年3月末までに350時間以上とする。

7 研修の中止

研修生としてふさわしくない行為があった場合は研修を中止し、園芸団地入植も不可とする。また、自己都合による研修を中止する場合、伊万里市園芸団地運営協議会に辞退届を提出すること。

8 自己資金

就農時は、いちご栽培に関わる農機具、就農当初の生活費等が必要となるため、自己資金300万円程度を準備可能な方とする。また、研修期間中における自身の生活に関する経費については、研修生の負担とする。

9 募集期間

募集期間は、令和6年5月1日から令和6年12月末日までとする。募集人員に満たない場合は、再募集を行う場合もある。

10 応募方法および締切

青年農業者等対策協議会が開催する就農相談会で就農に関する相談・情報収集を行っていただいた後、農業研修申込書を伊万里市園芸団地運営協議会へ提出する。

農業研修申込書の受付期間は、令和6年12月末日までとする。（当日消印可）

11 選考審査および通知

伊万里市園芸団地運営協議会による書類審査、体験実習、面接審査を経て選考結果を本人に通知する。

※リース：就農時は佐賀県農業公社等が整備したハウスをリース契約して使用する予定です。